

# 令和3年 著作権法 の改正情報

2021年6月27日  
Rita特許事務所  
野中 剛

# 令和3年 改正情報

- 1 図書館関係の権利制限規定の見直し
  - 1.1 国立国会図書館による絶版等資料の  
インターネット送信
  - 1.2 各図書館等による図書館資料のメール送信等
- 2 放送番組のインターネット同時配信等に係る  
権利処理の円滑化

## 1.1.1 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

### 図書館等における複製等

- ・ 国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、2項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信を行うことができる。(著31条4項)
- 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者の用に供することを目的とするものであること
- 二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること

**国立国会図書館が、絶版等資料(3ヶ月以内に復刻等の予定があるものを除く)のデータを、事前登録した利用者(ID・パスワードで管理)に対して送信できる。**

## 1.1.2 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

### 図書館等における複製等

- ・ 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。  
(著31条5項)
- 一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従って、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること
  - イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であって、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずにおこなうこと

国立国会図書館からの送信を受信した利用者が、自ら利用するために必要な限度での複製(1号)、及び公の伝達(2号)を行うことができる。

## 1.1.3 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

### 図書館等における複製等

- ・ 著31条4項の特定絶版資料とは、2項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は著79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。(著31条6項)
- ・ 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。(著31条7項)

## 1.2.1 図書館等による図書館資料のメール送信等

### 図書館等における複製等

- ・ 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(著31条2項)
  - 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと
  - 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと

一定の要件を満たした図書館等では、調査研究の用に供するため、著作物の一部分について、権利者の利益を不当に害しない範囲で、公衆送信等を行うことができる。

## 1.2.2 図書館等による図書館資料のメール送信等

### 図書館等における複製等

- ・ 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であって次に掲げる要件を備えるものをいう。(著31条3項)
  - 一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること
  - 二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行っていること
  - 三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること
  - 四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること
  - 五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること
- ・ 著31条2項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。(著31条4項)

## 1.2.3 図書館等による図書館資料のメール送信等

### 図書館等における複製等

- ・ 著31条2項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、著31条3項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。(著31条5項)

### 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

- ・ 著31条5項の補償金を受ける権利は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者のためにその権利を行使することを目的とする団体であって、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体によってのみ行使することができる。(著104条の10の2 第1項)

### 図書館等公衆送信補償金の額

- ・ 著104条の10の2 第2項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
(著104条の10の4 第1項)
- ・ 前項の認可があったときは、図書館等公衆送信補償金の額は、著31条5項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。(著104条の10の4 第2項)

図書館等の設置者による補償金の支払い、文化庁長官の指定する指定管理団体による権利の一括行使(徴収・分配)、補償金額の文化庁長官による認可制について規定。



## 1.2.4 図書館等による図書館資料のメール送信等

### 図書館等公衆送信補償金の額

- ・ 指定管理団体は、1項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。(著104条の10の4 第3項)
- ・ 文化庁長官は、1項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、著31条2項の規定の趣旨、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等の利益に与える影響、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。  
(著104条の10の4 第4項)
- ・ 文化庁長官は、1項の認可をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。  
(著104条の10の4 第5項)

**図書館等の設置者代表からの意見聴取、文化庁長官による認可に当たっての考慮事項、文化審議会への諮問、補償金の利用者への円滑・適正な転嫁について規定。**

## 2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

### 定義

・ この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(著2条1項)

九の六 特定入力型自動公衆送信 放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動購入送信をいう。

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信のうち、次のイからハまでに掲げる要件を備えるものをいう。

イ 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内に行われるものであること

ロ 放送番組又は有線放送の内容を変更しないで行われるものであること

ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものであること

九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう

制度改正の対象となるサービスを「放送同時配信等」と名付け、配信の期間(原則、放送等から1週間以内)、番組の内容の不変更、ダウンロード防止などを規定

## 令和3年 改正情報 2.1 権利制限規定の拡充

### 学校教育番組の放送等

- 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信(特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送大賞地域において受信されることを目的として行われるものをいう。)を行い、又は放送同時配信等を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。(著34条1項)

「放送」などを対象とした権利制限規定に、「放送同時配信等」を追加

### 営利を目的としない上演等

- 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。)が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は慣習から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。(著38条3項)

「見逃し配信」は除く

## 令和3年 改正情報 2.2 許諾推定規定の創設

### 著作物の利用の許諾

- ・ 著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾を行うことができる者が、特定放送事業者等に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等の許諾を含むものと推定する。

(著63条5項)

権利者が、放送同時配信等を業として行っている放送事業者等に対し、放送番組での著作物利用を許諾した場合には、別段の意思表示をしていない限り、その許諾には、放送同時配信等の許諾を含むものと推定する。

## 2.3.1 レコード・レコード実演の利用円滑化

### 商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等

- ・ 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、著91条1項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコードに録音されている実演について放送同時配信等を行うことができる。(著94条の3 第1項)
- ・ 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。  
(著94条の3 第2項)
- ・ 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であって全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によってのみ行使することができる(著93条の3 第3項)

放送事業者等は、  
集中管理等がされていない商業用レコードを放送同時配信等で利用できる。  
その際、権利者(又は文化庁長官が指定する管理事業者)に  
通常の使用料相当額の補償金を支払わなければならない。

## 2.3.2 レコード・レコード実演の利用円滑化

## 商業用レコードの放送同時配信等

- ・ 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、商業用レコード(当該商業用レコードに係る前条に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申し込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であって文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。次項において同じ。)を用いて放送同時配信等を行うことができる。(著96条の3 第1項)
- ・ 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する楽の補償金を当該商業用レコードに係る前条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。(著96条の3 第2項)
- ・ 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であって全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によってのみ行使することができる。(著96条の3 第3項)

## 2.4.1 映像実演の利用円滑化

### 放送等のための固定物等による放送同時配信等

- ・ 著92条の2 第1項に規定する権利を有する者が放送事業者に対し、その実演の放送同時配信等の許諾を行ったときは、契約に別段の定めがない限り、当該許諾を得た実演について、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、次に掲げる放送同時配信等を行うことができる。(著93条の3 第1項)
  - 一 当該許諾を得た放送事業者が当該実演について著93条1項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送同時配信等
  - 二 当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送同時配信等
- ・ 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、当該放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の報酬を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。(著93条の3 第2項)
- ・ 前項の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であって全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた著作権等管理事業者によってのみ行使することができる。(著93条の3 第3項)

実演家が放送事業者に(初回の)放送同時配信等の許諾を行ったときは、契約に別段の定めがない限り、集中管理等がされていない実演について、2回目以降の放送同時配信等ができる。その際、権利者(又は文化庁長官が指定する管理事業者)に通常の使用料相当額の報酬を支払わなければならない。

## 2.4.2 映像実演の利用円滑化

### 特定実演家と連絡することができない場合の放送同時配信等

- 公表された著作物を放送し、又は放送同時配信等しようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、その著作権者に対し放送若しくは放送同時配信等の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払って、その著作物を放送し、又は放送同時配信等することができる。  
(著68条1項)

放送同時配信等の許諾について権利者との協議が整わない場合には、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料相当額の補償金を支払って、放送同時配信等ができる。



## 2.5 協議不調の場合の裁定制度の拡充

### 著作物の放送等

- ・ 著公表された93条の2 第1項の規定により同項1号に掲げる放送において実演が放送される場合において、当該放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者は、次に掲げる措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡することができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、著作権等管理事業者であって全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したものの確認を受、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であって特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者に支払うことにより、放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる。(著94条1項)
  - 一 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、当該連絡先に宛てて連絡を行うこと
  - 二 著作権等管理事業者であつて実演について管理を行っているものに対し照会すること
  - 三 前条1項に規定する公表がされているかどうかを確認すること
  - 四 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他

過去の番組の再放送がされる場合に、実演家を搜索するための措置を講じても連絡できないときは、文化庁長官が指定する管理事業者の確認を受け、通常の使用料相当額の保証金を支払って、その実演の放送同時配信等ができる。